

意見書案の審査結果

意見書案第1号

道路整備に係る補助率等の^{かさあ}嵩上げ措置の継続を求める意見書について

9月定例会において、(提出者)田所良夫議員、(賛成者)亀山春夫議員、飯田昌弘議員、菅原達議員、早川貴光議員により道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)が提出され、賛成多数により可決されました。意見書は、佐野市議会として内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に提出しました。

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、国民の安全な暮らしや経済・社会活動を支えるとともに、災害時には地域住民の命を守るライフラインとして機能するなど、国民生活になくてはならない重要な社会基盤であります。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「道路特財法」といいます。)の規定により、地域高規格道路や交付金事業が嵩上げされておりますが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっています。

本市においては、平成27年に完成した新庁舎を拠点としたまちづくりを推進するとともに、生活に密着した道路等の整備により、安心・安全な快適環境の形成と都市環境の整備を図ることが急務となっています。

さらに、今後老朽化する橋梁等の道路インフラが急速に増大していくことから、道路管理者の責務として、定期点検や補修・修繕工事の実施等、本格的な老朽化対策に取り組むことが必要不可欠となっています。

また、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの状況下、補助率等が低減することは、地方の努力に水を差すものであるとともに、着工中の事業継続も困難となり、魅力あるまちづくりの実現に必要な道路整備の推進に、大きな影響が及ぶこととなります。

よって、国においては、道路特財法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続いただけるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

佐野市議会



意見書とは、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて議会の意思を意見としてまとめた文書です。

議会は、その意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。